

「特別会計（地方公営企業法適用事業に係るものを除く）に係る事務の執行及び事業の管理について」 **要 約 版**

第 1 外部監査の概要

1 特定の事件を選定した理由

特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、一般会計の歳入歳出とは区分経理する必要がある場合に設置される会計区分である。県では平成 25 年度において 11 の特別会計が計上されており、平成 25 年度における特別会計の歳入歳出決算額は、歳入総額 2,570 億円、歳出総額は 2,480 億円となっており（うち県公債管理特別会計 2,189 億円）、一般会計を含む県全体の決算額のおよそ 5 分の 1 を占めている。震災以降、県の予算額は大幅に増加したが、当該予算額には復旧復興事業対策予算を含んでおり、復興関連の予算額（平成 26 年度当初予算で 3,813 億円）を除くと、県の財政に占める特別会計の割合はさらに大きくなる。

そこで、特別会計予算が、特別会計設置の趣旨に基づき適切に執行され、特別会計において計上されている貸付金・未収入金等の債権管理を適正に行うとともに、特別会計で取得した財産の管理が適切に行われているかを検討することは、限られた県の財政を一層効率的に運用することに資すると考え、特定の事件として選定した。

2 監査対象特別会計

監査対象とした特別会計は以下のとおりである。

- (1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計
- (2) 農業改良資金等特別会計
- (3) 県有林事業特別会計
- (4) 林業・木材産業資金特別会計
- (5) 沿岸漁業改善資金特別会計
- (6) 中小企業振興資金特別会計
- (7) 土地先行取得事業特別会計
- (8) 公債管理特別会計
- (9) 証紙収入整理特別会計
- (10) 流域下水道事業特別会計
- (11) 港湾整備事業特別会計

なお、農業改良資金特別会計に関連する県出資法人である公益社団法人岩手県農業公社（以下「農業公社」という。）及び流域下水道事業特別会計に関連する県出資法人である公益財団法人岩手県下水道公社（以下「下水道公社」という。）を監査対象に含めている。

第2 監査対象の概要

1 設置状況

総務部	: 公債管理特別会計
保健福祉部	: 母子父子寡婦福祉資金特別会計
商工労働観光部	: 中小企業振興資金特別会計
農林水産部	: 農業改良資金等特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計
県土整備部	: 土地先行取得事業特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計
出納局	: 証紙収入整理特別会計

2 業務概要

特別会計名	事業内容
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉を増進するため、資金の貸付を行う事業である。
(2) 農業改良資金等特別会計	<p>①農業改良資金貸付事業</p> <p>都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業の担い手等がその自主性や創意を生かしつつ、農業改良措置を実施する場合に必要な資金を無利子で貸し付ける制度である。なお、平成22年10月から、貸付主体が県から日本政策金融公庫に変わっている。</p> <p>②就農支援資金貸付事業</p> <p>認定就農者（新たに就農しようとする青年等（既に就農しているものは対象外）が就農計画を作成し、岩手県就農計画認定委員会で審査のうえ知事が認定した者）を対象として、就農を支援する資金を無利子で貸し付ける制度であり、就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金の種類がある。なお、平成26年10月から貸付主体が県から日本政策金融公庫に変わっている。</p>
(3) 県有林事業特別会計	<p>県有林は、明治42年に国有林を取得して以降、各時代の社会的、経済的な要請を反映しながら、県有模範林と県行造林の区分ごとに森林を造成し、県内民有林経営の振興に寄与してきた。県有林事業は、平成12年をもって新規造成を終了したため、現在は間伐事業を中心に実施されているが、森林整備を通じて山林地域での雇用の安定等に大きく貢献しているとともに、再生可能な循環資源である木材生産を始め、県土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全など、公益的機能の高度発揮を通じ、県民生活にとって重要な環境の維持・向上の役割を担っている。</p> <p>なお、平成19年度の社団法人岩手県林業公社の解散に伴い、林業公社事業については、県が引き継ぎ管理している。このため、県では、平成19年度から、県有模範林と県行造林を県営林、旧林業公社営林を公営林として管理している。</p>

特別会計名	事業内容
(4) 林業・木材産業資金特別会計	林業従事者、林業従事者の組織する団体、木材製造業を営む者、木材製造業を営む者の組織する団体等に対し、新規事業の開始、機械・施設の整備、労働環境の整備等を行おうとする林業者や木材加工業者に融資する長期資金。(直貸・転貸)
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業者(20トン未満の漁船漁業者及び養殖漁業者)に対し、近代的な漁業技術の導入、漁家生活の改善、漁業後継者の育成を行おうとする沿岸漁業者に融資する資金。(直貸のみ)
(6) 中小企業振興資金特別会計	【以下監査対象とした中小企業高度化事業のみ記載。】 中小企業者が、他の事業者との連携、事業の共同化又は集積の活性化に寄与する事業を行うために必要な事業(ショッピングセンターの建設等)を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)と県が協力し、長期低利の資金貸付を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする事業である。
(7) 土地先行取得事業特別会計	①土地先行取得事業 用地国債を活用し、国土交通省所管の国庫補助事業の実施に必要な用地を本特別会計によりあらかじめ取得し、一般会計が再取得することで、一般会計予算に縛られずにタイムリーな用地取得を可能にすることを目的としている。 ②土地開発基金の運用 土地開発基金を歳計現金として繰替運用した収益を歳入とし、土地開発基金管理事務費に充当するほか、管理事務費が発生しない場合は、一般会計への繰出金としている。
(8) 公債管理特別会計	公債管理特別会計は、借換債(一般会計が発行する通常債の借換時に起債するもの)の発行と、通常債と借換債両方の償還事務を行う特別会計である。
(9) 証紙収入整理特別会計	①県証紙の歳入事務 収入証紙制度とは、県の歳入(使用料及び手数料)が納入通知書による現金納付が原則であるところ、収入証紙による納入を認め、現金収納事務の簡素化・効率化を図るために設けられた制度である。 ②収納計器の始動票札による歳入事務 自動車税及び自動車取得税(県税)の納入の際に、始動票札というカードに現金チャージされた証紙の額面相当額を収納計器に表示させることで、証紙の貼付に代えて納入を行うものである。 ①県証紙の売りさばき代金(県窓口での販売及び売りさばき人への販売)の収入(使用料及び手数料)、②証紙代金収納計器である始動票札による交付金収入(県税:自動車税及び自動車取得税)が証紙収入整理特別会計の歳入である。
(10) 流域下水道事業特別会計	下水道は、生活環境の改善を図り、健康で快適な生活を営むうえで重要な施設であり、また、公共用水域の水質を保全する重要な役割を担う都市基盤施設である。

特別会計名	事業内容
	このため、県では北上川流域別下水道整備総合計画で流域下水道として位置づけられた区域について市町村と一体となって計画的かつ積極的に整備を進めており、北上川上流流域下水道事務所は北上川上流流域下水道と磐井川流域下水道の二つの流域下水道を所掌している。
(11) 港湾整備事業特別会計	<p>県には、港湾法の規定による重要港湾として、久慈、宮古、釜石、大船渡の4港湾がある。また、地方港湾として八木、小本の2港湾が存在しており、昭和初期から港湾整備事業を実施している。</p> <p>港湾整備事業は、概ね「港湾施設」の整備と「埋立」事業からなるが、その整備目的により、一般会計で実施する事業と港湾整備事業特別会計で実施する事業に分けられる。一般会計では、港湾施設のうち基本施設（岸壁、防波堤など）の整備を実施し、特別会計では、港湾施設のうち機能施設（上屋、貯木場など）の整備と、埋立事業（埠頭用地及び工業用地）を公営企業として実施している。また、港湾整備事業特別会計は、港湾施設整備事業と工業用地造成事業の2つの事業で構成されている。</p>

3 各特別会計の歳出決算額の推移

(単位：千円)

特別会計名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計	274,451	244,300	206,834	187,052	168,055
(2) 農業改良資金等特別会計	149,151	462,476	127,356	74,241	72,233
(3) 県有林事業特別会計	3,949,267	3,866,625	3,535,170	3,687,261	3,648,626
(4) 林業・木材産業資金特別会計	134,544	64,423	29,065	130,083	1,229
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	27,394	270,518	707	261	18,919
(6) 中小企業振興資金特別会計	575,158	1,029,184	475,071	358,799	450,895
(7) 土地先行取得事業特別会計	251,736	1,268	1,313	1,306	1,056
(8) 公債管理特別会計	148,082,966	197,343,647	196,865,746	218,967,011	242,470,413
(9) 証紙収入整理特別会計	4,567,744	4,612,006	4,934,287	4,377,437	3,394,974
(10) 流域下水道事業特別会計	7,654,329	7,776,720	9,810,021	7,730,389	7,757,307
(11) 港湾整備事業特別会計	1,983,387	2,683,905	3,242,611	4,733,915	6,015,769

(注) 「(6) 中小企業振興資金特別会計」については、監査対象とした中小企業高度化事業の歳出決算額である。

4 各特別会計の实地監査場所

特別会計名	实地監査場所 本庁	合同庁舎名 (略称)						出先 事務所	出資 法人
		盛岡	県南 (奥州)	県南 (花巻)	沿岸 (釜石)	沿岸 (宮古)	県北 (二戸)		
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計	○	○		○			○		
(2) 農業改良資金等特別会計	○	○	○				○		○
(3) 県有林事業特別会計	○	○	○				○		
(4) 林業・木材産業資金特別会計	○	○	○				○		
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	○								
(6) 中小企業振興資金特別会計	○								
(7) 土地先行取得事業特別会計	○								
(8) 公債管理特別会計	○								
(9) 証紙収入整理特別会計	○	○	○				○		
(10) 流域下水道事業特別会計	○							○	○
(11) 港湾整備事業特別会計	○				○	○			

(注) ○が实地監査を実施した場所である。なお、振興局名と实地監査を実施した合同庁舎名 (略称) との関係は下表のとおりであり、略称は、本報告書全文に渡り使用している。

振興局名	合同庁舎名	略称
盛岡広域振興局	盛岡地区合同庁舎	盛岡
県南広域振興局	奥州地区合同庁舎	県南 (奥州)
	花巻地区合同庁舎	県南 (花巻)
沿岸広域振興局	釜石地区合同庁舎	沿岸 (釜石)
	宮古地区合同庁舎	沿岸 (宮古)
県北広域振興局	二戸地区合同庁舎	県北 (二戸)

第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

監査結果の概要（要約）は下表の通りである。

また、タイトル行の「結果又は意見の種類」は以下のとおりである。

- 共通事項：特別会計に関わる本庁及び振興局に共通の指摘又は意見
- 個別事項：実地監査を実施した本庁又は振興局で個別に検出された指摘又は意見
- 出資団体：実地監査を実施した県出資団体で検出された指摘又は意見

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果又は意見	結果又は意見の種類
母子父子寡婦福祉資金特別会計	特別会計の運営状況	<p>■制度利用促進策の検討</p> <p>対象世帯数に対する対象制度の利用人数割合は、東北の他県に比べて比較的高いが、当該絶対値が高いのか低いのかを論ずることは難しいところである。また、当該制度の利用者の増加は生活弱者の増加を表しているため、必ずしも貸付割合が高いことが是とされるということではないと考える。しかしながら、制度の存在を認識できず、利用の機会を逸している県民が存在することも推測することができる。</p> <p>さらに当該制度を普及していくために、県の普及活動の促進を申し入れたい。</p>	意見	共通事項
		<p>■貸付件数等と職員数等の関係について</p> <p>今回の実地監査で訪問した3つの振興局に関して、滞納債権の件数や償還率などにばらつきがあった。</p> <p>もちろん、地域性もあろうと思料するが、県北（二戸）と他の2つの振興局との格差（職員一人当たり貸付件数や償還協力員一人当たりの滞納債権件数）については、是正が必要ではないかと考える。</p> <p>債権回収業者への委託も考慮しつつ、今回実地監査を実施した振興局以外の振興局についても、必要に応じて、貸付担当職員、償還協力員の配置のバランスについて、再考いただきたい。</p>	意見	共通事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>■繰越金残高について</p> <p>平成 26 年度末の母子父子寡婦福祉資金特別会計全体の繰越金は、381,049 千円であった。繰越金は増加の一途をたどり、平成 26 年度末の繰越金の金額は、平成 22 年度末の 7 倍強となっている。</p> <p>平成 26 年度末の現況としては、当該特別会計の運用規模に比して、明らかに繰越金額は多額であると考ええる。</p> <p>今後は、上記「■制度利用促進策の検討」に記載したとおり、より一層県民に対して制度を周知し、貸付制度の利用者の増加を図ることや償還率改善は喫緊の重要課題であり、これらの施策を実施することを前提に、維持すべき繰越金の額を見積もり、資金の有効活用の観点から、必要に応じて余剰と考えられる繰越金については国庫への返還や一般会計への繰り出し等を検討する必要があると考ええる。</p>	意見	共通事項
	貸付事務	<p>■借用書の徴収と貸付金の交付時期について</p> <p>貸付金の交付は借用書の記載に基づいて行われるべきものであり、法律関係が明確になった後に貸付金の交付が行われる必要があるが、貸付金交付の後で借用書を徴収しているケースが散見された。</p> <p>資金用途に応じて、貸付決定後できる限り早く貸付を実行してほしいという借用者の要望については理解できるが、可能な限り貸付交付日までには借用書の徴収を行って法律関係を明確にするように努めていただきたい。</p>	意見	個別事項
		<p>■貸付審査基準について</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業においては補助金の支給という手段ではなく、将来的な自立を促すための貸付という手段を採用しており、貸付である限りは回収可能性を検討して貸付の審査を行う必要がある。</p> <p>例えば以前の貸与について延滞しており完済していない場合には、追加で行う貸付について返済の意思が低いものと考えられることから、返済の意思が確認できない以上は審査の段階で貸与を認めないなどの回収可能性を考慮した審査基準及びチェックリストとなるよう見直しが必要と考える。</p>	意見	共通事項
		<p>■貸付審査会資料の保存について</p> <p>貸付審査会の審査内容の記録である「審査録」は「貸付審査会」ファイルに綴じられているが、当該ファイルの保存期間は 5 年間となっており、審査対象の貸付金の償還完了前に処分されてしまう。貸付の審査に関する書類は、延滞が発生した場合に回収の手がかりとなる資料であるため、個人ごとの「母子相談ケースファ</p>	意見	共通事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		イル」に審査録のコピーを綴じる等により、貸付金の償還が完了するまで保管・管理する必要があると考える。		
		<p>■貸付審査チェックリストについて</p> <p>制度利用者からの申請に基づき貸付の審査を実施する際に用いるチェックリストにつき、厳密に当リストを適用すると保証人が二人必要になる結果となるが、申請者の貸付理由が就学に伴う貸付であり当制度を利用できない場合は就学が困難となるという理由から保証人を一人としているケースが散見された。</p> <p>チェックリストの内容が、現在の運用実態とは乖離している状況も見受けられることから、各振興局の事例を収集し、実態に即したチェックリストとなるよう適宜改定されるべきと考える。</p>	意見	共通事項
	償還事務	<p>■母子・父子・寡婦福祉資金償還計画書（以下「償還計画書」という。）について</p> <p>盛岡において、過去においては、償還計画書を入手していた経緯はあるものの、最近年度において延滞等による貸付条件の変更があった場合に、償還計画書を作成して入手することは行われていなかった。</p> <p>償還計画書は入手されていなくても、実質的な回収努力は行われており、その点では特段の問題はないものと認められるが、当初償還計画どおりに回収できなくなったことが明らかになった時点で当該債権管理上のリスクが増すため、その時点で債権の残高を確認し合い、今後の償還方法について十分に話し合い、可能な限り現実的な回収スケジュールを合意した結果である償還計画書を入手することは、債権保全の観点から重要な手続きである。</p> <p>当該手続きの証としての償還計画書を徴収することをお願いしたい。</p>	意見	個別事項
	債権管理	<p>■償還滞納者台帳の債権区分について</p> <p>滞納者台帳には、県の定める債権分類基準に基づく債権区分（A～E）を記載することになっているが、当該債権分類の記載が適切でない案件が散見された。</p> <p>本件は、台帳上の記載誤りのみであり、実際の債務者に対する行動方針に不備はなかったため、実害があるということではないが、正確な台帳を作成して備置する観点から、今後正確な債権区分の記載にご留意いただきたい。</p>	指摘	個別事項
		<p>■債権区分の考え方の統一</p> <p>振興局長は滞納者について適切に管理するために毎年6月1日の状況について、母子・父子・寡婦福祉資金償還滞納者台帳を作成する必要があるが、これに関連して県は「母子・父子・寡婦</p>	意見	共通事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>福祉資金償還滞納者台帳」記載要領」を作成して、各振興局の滞納者管理を行うようにしている。</p> <p>一方、盛岡では、過去盛岡市も管轄していた時に、実務的な便宜から「ハイリスク債権管理実施要領」を独自に作成して、独自の滞納区分を設定して過年度収入未済債権に対する対応を決定している。</p> <p>実質的な債権管理の方法に相違はないものの、保証人への接触等の取扱いについて微妙に異なるなどのケースもあることから、この点も踏まえて滞納債権分類のルールを統一することが望まれる。</p>		
		<p>■「母子相談ケースファイル」の保存期間について</p> <p>貸付の申請者ごとに面談記録や申請書類一式が綴られている「母子相談ケースファイル」は、永年保存であることから貸付金の償還完了後も保存され続けており、ファイル数が膨大となって保管場所の確保に苦慮している振興局が見受けられた。</p> <p>貸付金償還完了後の当該ファイルについて、永年保存の必要性を再検討し、必要に応じて処分方針を定めて順次処分するなど、保存場所の確保に向けた取組を行うことも検討されたい。</p>	意見	共通事項
農業改良資金等特別会計	農業公社	<p>■違約金残額の通知について</p> <p>農業公社では、延滞債権の債務者に対して、年度末に一年分の入金額と償還残額を通知する領収証書、2ヶ月に一度償還額と償還残額を通知する「就農支援資金分割返済額及び償還残額のお知らせ」を送付している。しかしながら、両書類ともに、元金償還額と残額の記載のみであり、違約金残額の記載がなかった。</p> <p>確かに元金を完済しなければ違約金の発生はストップしないため元金の償還が最優先ではあるし、多額の違約金があることを実感することにより、逆に債務者の返済意欲をそいでしまう可能性も否定できないことは理解できる。</p> <p>しかしながら、償還の都度発生する違約金については、元金回収後にあらぬトラブルにならないよう、債務者の状況にも配慮しつつ、その都度残高も通知することを検討していただきたい。</p>	意見	出資団体
県有林事業特別会計	特別会計の運営状況	<p>■公債費残高の推移について</p> <p>過去に造成事業を実施するに際して発行した公債（現日本政策金融公庫からの借入金）の償還額は、平成30年後半から平成50年前半にかけてピークを迎え、平成72年に償還が完了するが、平成26年度末現在で871億円の公債残高（利息を含む）を抱えている。</p> <p>本事業に係る県外部からの歳入は、立木の売却収入が主たるも</p>	意見	共通事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>のであるが、年間 2～4 億円程度であるため、年間約 25 億円の公債の償還額は、一般会計からの繰入金で賄わざるを得ない状況であり、将来の利息負担を軽減する観点からは、繰上償還により早期に残高を減少させることを目指す必要がある。</p> <p>この点、「県有林第 5 次基本計画」において、平成 25 年度～平成 34 年度までの収支計画を定めており、繰上償還も積極的に取り入れた収支計画を立案し、概ね計画通りに実行中である。今後も当該計画の実行可能性を確保しつつ、着実に計画を実行していただきたい。</p> <p>■県営林造成基金と公営林造成基金の立木の評価額について</p> <p>県営林と公営林で評価方法が異なっており、評価額も大きく異なっているが、これは公営林の取得価額を県議会において議決した経緯があるためであり、当時の評価額の決定方法や決定額の妥当性に異論を唱えるということでは決していない。</p> <p>しかしながら、一方で、平成 27 年 1 月 23 日に総務大臣より発せられた「統一的な基準に基づく地方公会計の整備促進について」における財務書類の作成方法には、立木の評価方法に関する指針も示されており、当該方法に従って財務書類を作成する上で、異なる評価方法で算出した基金台帳の評価額をそのまま財務書類の評価額とすることには疑問がある。</p> <p>もちろん、今後本件について県として評価方法を検討することになると考えるが、その際には、上記事項も十分考慮に入れた上で評価方法を決定する必要があると考える。</p> <p>なお、統一的な基準に基づく財務書類の作成基準のひとつである「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では再調達価額とすることが原則とされており、本手引きを踏まえ、県営林と公営林に共通の評価方法の確立が求められるところである。</p> <p>この場合、財務書類に現在の基金台帳の金額と異なる金額が計上されることとなるが、基金台帳と財務書類はその目的を異にする書類であることから、必ずしも金額の一致が求められるものではないと考えられる。</p>		
	売却事務	<p>■県有林産物（立木）売買契約書の記載事項について</p> <p>県有林産物（立木）売買契約書の第 1 条には、売買物件の種類及び数量を記載することとなっているが、売買契約書を閲覧したところ、樹種別の契約数量の記載がなく合計の数量のみの記載となっていた。</p> <p>実質的な問題はないものの、契約者双方が売買対象物を契約書面にて確認し、不測の事態が生じた場合の文書証拠とするために</p>	意見	個別事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		も、当該情報を契約書に明記する必要がある。		
	その他	<p>■間伐木売払方式による間伐事業について</p> <p>県として、主にコストカットのメリットを大きく期待できる間伐木売払方式による間伐事業を積極的に実施するうえで、実施業者への情報発信や啓発活動を行うことにより、より一層競争原理の働く見積合わせが実施できるようにしていただきたい。</p>	意見	共通事項
沿岸漁業改善資金特別会計	特別会計の運営状況	<p>■繰越金残高について</p> <p>平成 26 年度末の沿岸漁業改善資金特別会計全体の繰越金は、891 百万円であった。被災漁業者が東日本大震災津波災害の復旧に時間を要していること、他の復興関連支援制度を利用していること等の影響から、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて貸付実績がなく、貸付金の償還により繰越金は増加している。平成 22 年度以前は、毎年度 1 億円を越える貸付があったため、一定額以上繰越金を維持することが必要とされていたが、それでも貸付額の 6 倍強の繰越額を維持し続けていた。</p> <p>東日本大震災津波の影響等から、平成 26 年度の現況としては、貸付実績 18 百万円に対して繰越額が 891 百万円と約 50 倍近くとなっており、当該特別会計の運用規模に比して繰越金額は多額であると考え。</p> <p>今後復興関連支援制度が終了した後は、本資金の利用促進が図られることを視野に入れつつも、本来維持すべき繰越金の額を検討することも必要であると考え。</p>	意見	共通事項
	債権管理	<p>■延滞債権の管理事務について</p> <p>県が平成 12 年度に貸し付けた債務者への貸付金は、平成 26 年度に連帯保証人により元本が完済されたものの、延滞金の支払が滞っている。</p> <p>平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、県は連帯保証人との面談等を行うことなく、返済が行われない債務者への連絡を継続していた。</p> <p>確かに、平成 22 年に債務者の所在や返済の意思が確認できていることから、原則どおり債務者本人に督促している。連帯保証人へ返済の督促を強く行わなかったことは、東日本大震災津波の影響を考慮した県の配慮であったと思料するが、その間も延滞金は膨れ続けていた。</p> <p>本件の経験を踏まえ、県として債務者や連帯保証人との接触に関する対応方針を改めている。今後同様の事象が生じることのないよう、対応を行っていただきたい。</p>	意見	個別事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
中小企業振 興資金特別 会計	特別会計の 運営状況	<p>■繰越金残高について</p> <p>平成 26 年度末の中小企業振興資金特別会計全体の繰越金は、682,219 千円であった。繰越金は減少傾向にはあるものの、平成 26 年度末現在の現況としては、当該特別会計の運用規模に比して明らかに多額であると考ええる。</p> <p>資金の有効活用等の観点からも、余剰である繰越金については、一般会計への繰り出しや必要に応じて国庫への返納を検討すべきである。</p> <p>なお、平成 27 年 3 月 31 日に小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されたことで、当該事業は貸付金の償還業務のみが残り、従来のように、貸付金の償還資金を新規の貸付原資とすることはなくなったため、県においても、小規模企業者等設備導入資金貸付事業にかかる繰越金等の国への償還を平成 28 年度から実施するため、現在、国と協議中であるとのことであった。</p>	意見	共通事項
	債権管理	<p>■貸付金台帳への残高の記載について</p> <p>定型フォームである貸付金台帳（手書きの台帳）には、各年度の県の貸付元利金回収額と県から機構への返済額及び一般会計繰出額のフロー情報を記載する欄はあるものの、貸付金残高等のストック情報を記載する欄が設けられていない。</p> <p>今後、財産等の残高（ストック情報）を意識した自治体マネジメントに資するためにも、貸付金台帳に貸付金等の残高欄を設けることが望まれる。</p>	意見	個別事項
		<p>■時効期間が経過した違約金について</p> <p>既に貸付金は全額償還済であるものの、償還が遅れたことにより生じた違約金 17,692 千円については、債務者が破綻していることもあり、連帯保証人が細々と返済を続けていたが、平成 11 年 7 月に 17,542 千円を残して償還が停止した。監査人が実地監査した時点では、当該違約金は不納欠損処理されておらず、また、貸付財源の貸し手である機構に対しては借入金の返済や債務免除交渉の手続きがとられていなかった。</p> <p>違約金債権の回収は極めて困難である状況で、機構への返済の要否が未確定である現況は適切であるとは言い難く、違約金債権の不納欠損処理とともに、機構に対する債務免除要求等の手続きを早期に実施すべきであったと考える。時効成立が現在より 10 年以上前であり当時の担当者も変更になっていることから、当時の事情を説明することは困難であると思料するが、機構へ返済するか債務免除交渉するかをあらためて検討する必要があると考える。</p>	意見	個別事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
公債管理特別会計	償還事務	<p>■地方公会計の整備に係る適切な対応について</p> <p>県においては、現在、県債の将来の償還スケジュール等を踏まえ、起債や償還の事務を行っているが、統一的な基準の下で作成が求められている返済期間別の明細等については、未整理であるということであった。</p> <p>借換債の発行を前提に起債するケースもあるため、精緻に将来の償還スケジュールを作成することは困難であると思料するが、将来の償還財源の確保の目安とするためや次項で述べる実質公債費比率適正化のためのスケジューリングに資する情報を提供するためにも、県債全体の償還スケジュールをより精緻に把握し、統一的な基準による地方公会計の整備について、適切に対応することとされたい。</p>	意見	共通事項
	実質公債費比率	<p>■実質公債費比率適正化について</p> <p>県の平成 25 年度決算に基づく実質公債費比率は 19.4%であり、全国 45 位であった。早期健全化基準である 25%は下回っているものの、当該比率が 18%以上となった地方公共団体は、県債の発行に際し、公債費負担適正化計画を自主的に作成することとされている。県は、平成 24 年度決算に基づく当該比率が 18.6%となったことから、平成 25 年 9 月付けで「岩手県公債費負担適正化計画」（平成 27 年 9 月改定）を作成している。</p> <p>当該計画には、今後平成 32 年度までに、実質公債費比率を 18%未満に低減すること、当該比率が 18%以上になった要因分析、今後の財政運営と具体的な取組みが定量的に記述されている。当該計画によると、基本的に、県が管理可能な県債の発行額を平成 25 年度の水準に維持又は抑制することにより目標は達成できる見込みであり、平成 25 年度決算、26 年度決算に基づく実質公債費比率は、当初推計値よりも改善している。</p> <p>当該計画は、一定の金利上昇を見込んで作成されており、現行金利水準からすれば、平成 32 年度までに実質公債費比率を 18%未満にする目標は十分達成可能と見込まれるとのことであるが、今後金利動向のみならず、政治・経済情勢等の変動による将来の不確実性も勘案し、当該計画を着実に実施していただきたい。</p>	意見	共通事項
証紙収入整理特別会計	支出事務	<p>■売りさばき実績報告書の徴求について</p> <p>岩手県収入証紙条例施行規則第 20 条によれば、「市町村及び売りさばき人は、毎年度、3 月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書により、翌年度の 4 月 15 日までに所管広域振興局長等に報告しなければならない」とあるが、平成 25 年度の実績報告及び平成 26 年度の実績報告におい</p>	指摘	個別事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>て、それぞれ1件ずつ期日超過になっている先があった。</p> <p>今後、提出期限を遵守して実績報告するよう、売りさばき人への指導を徹底していただきたい。</p>		
		<p>■証紙収納額報告の提出期限について</p> <p>岩手県収入証紙条例施行規則第21条第2項によれば、「地方公所の長は、当該地方公所が所管する地方公所等において取り扱った証紙の収納額を、証紙収納額表により毎月分を翌月10日までに出納局長に報告しなければならない。」とあるが、10日が休日であった場合の提出期限が、休日前の平日になるのか、休日明けの平日になるのかについての明文規定がないため、休日前に提出している振興局もあれば、休日後に提出している振興局もあるなど、取扱いが統一されていない。</p> <p>10日が休日である場合の提出期限を明文化し、提出期限が統一されるようにする必要があると考える。</p>	意見	共通事項
	現物管理	<p>■販売頻度の低い金種の管理について</p> <p>監査人は、本庁、各振興局毎に、平成26年度末の残枚数と平成26年度中の販売枚数から、証紙の種類毎の回転期間（年度末に在庫として保有している枚数は、何年分の販売枚数に相当するか）を算出した結果、県北（二戸）の700円の証紙については、在庫数量に比して年間販売枚数が極端に少なく、回転期間も長期間となっている。</p> <p>利用頻度の少ない証紙は、①売りさばき人等の購入者の要望にもよるが、700円の種類も交えて販売し残高の減少に努める、②分散保管するリスクを考慮し、より安全性の高い県庁の金庫室に集約する（5,000枚のロット単位にはなると思料するが）、③本庁への追加発注は回転期間が縮小し安定するまでの間当面取りやめる、等を検討することが望まれる。</p>	意見	個別事項
流域下水道事業特別会計	特別会計の運営状況	<p>■人件費の会計区分について</p> <p>県の流域下水道事業は、条例に基づき特別会計で経理することとされている。しかしながら、当該事業の従事者である県職員のうち、一般会計に所属する者が26名存在する。下水道事務所に勤務する12名については、建設事業や維持管理事業をサポートする管理部門であることから、間接的には流域下水道事業に携わっているものであり、直接事業に携わっていないことをもって一般会計区分で経理することには疑問がある。</p>	意見	共通事項
		<p>■水洗化人口割合の向上について</p> <p>施設の有効活用と県民の利便性の向上の観点からは、水洗化人口割合の向上は不可欠である。</p>	意見	共通事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>県は、毎事業年度、市町村の下水道担当者を集めた会議を行い、水洗化人口割合等の汚水処理ビジョンで各市町村が設定した目標値の進捗状況のモニタリングと啓発活動を行い、指導的役割を果たしているとともに、目標と実績を毎年度県のホームページで公表している。</p> <p>今後、県としては、普及率と水洗化人口割合の乖離が大きい市町村を重点的に指導していくべきであると思料するが、普及率と水洗化人口割合との乖離が大きい市町村ほど、経済的な理由で接続できない県民が多数を占めていると推測される。乖離の縮小には困難を極めることが想定されるが、県民への地道な普及活動と相談対応を行い、水洗化人口割合の向上を担う市町村の活動をより一層支援していただきたい。</p>		
		<p>■市町村の経営計画等策定支援について</p> <p>県及び県下各市町村とも財政状況が厳しい折、今後さらに下水道関連施設の老朽化対策に関する取組が求められるところである。</p> <p>普及率の向上のための投資も重要ではあるが、老朽化しつつある既存施設の更新投資も重要な課題であることから、普及率向上のための新規投資と更新投資のバランスを勘案し、汚水処理ビジョンの見直しや拡充を含めた県下全体のビジョンを再考する局面にさしかかっていると考える。</p> <p>そのためには、各市町村が施設の老朽化の状況や将来の人口推計を考慮した新規あるいは更新投資計画と財政計画をふまえた中長期経営計画の策定が求められるところであり、県は当該経営計画の策定のための指導的役割を果たすことが期待される。</p> <p>県は、平成 22 年度以降、専門家を招聘して県内市町村の下水道事業担当者を集めた公営企業に関する勉強会や研修を行うなど指導性を発揮している。平成 26 年度現在、下水道事業を行っている 31 の県内市町村のうち地方公営企業法を適用（以下「法適化」という。）している市町村は 7 市町村である。現時点で残りの 24 市町村が法適化するか否かの明確な意思表示がすべてあるわけではないが、今後各市町村が法適化に積極的に取り組み、精度の高い経営戦略を策定できるよう、より一層の指導性を発揮していただきたい。</p>	意見	共通事項
	契約事務	<p>■随意契約による業者選定について</p> <p>「北上川上流流域下水道都南浄化センター管理棟冷温水配管更新その 1 工事」は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると認められるとして随意契約を締結している。</p>	意見	個別事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>しかしながら、当該契約の随意契約理由は「工事請負契約における随意契約のガイドライン」I（2）②において記載されている「同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある」には該当するかは疑問である。今後同様の契約を行うに際しては、競争入札により業者選定を行うことの可否を検討いただきたい。</p>		
	収入事務	<p>■維持管理負担金の合理性について</p> <p>流域下水道事業特別会計は、流域関連公共下水道を設置する市町の負担金（以下「維持管理負担金」という。）、一般会計からの繰入金及びその他の収入をもってその歳入とすべきことが定められている（岩手県流域下水道事業特別会計条例第2条）。中でも維持管理負担金は公平性の観点から正確に算定される必要がある。</p> <p>維持管理負担金は維持管理等に係る経費を計画水量で割り単価を設定しており3年ごとに負担金単価を見直し、県と処理区の市町が覚書を締結している。維持管理負担金単価を決定する協議会においてしばしば流域の市町から質問及び減額の要請が出されていることから分かるように、その必要性について県に説明責任があると言える。</p> <p>緊急事態に備えて財源をプールしておくことには負担金平準化の観点からも一定の合理性が存在するが、金額水準の妥当性については過去の実績等を踏まえ中長期的な計画に基づいて検討し、各市町への十分な説明が必要である。</p>	意見	共通事項
		<p>■維持管理負担金の算定根拠となる人件費の過少計上</p> <p>人件費は維持管理費負担金の算定根拠に含まれているため、正確な把握が求められる。</p> <p>下水道事務所の職員のうち維持管理負担金算定根拠に算入されているのは、ごく一部の職員となっている。本来であれば、維持管理負担金の算定根拠には「維持管理業務」に従事している人員数分の人件費が算入されるべきものである。人件費の過少算定により市町村からの維持管理負担金も過少に算定されている場合、一般会計が肩代わりしていることとなり、受益者負担の観点から不適切である。</p> <p>よって、実際に「維持管理業務」に従事している人員数を把握し、維持管理負担金に反映させる必要がある。</p>	意見	共通事項
	行政財産の管理	<p>■行政財産の目的外使用に係る使用料算定の不備</p> <p>行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第238条の4第7項）。</p>	意見	個別事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>行政財産の使用を許可する場合には、使用料を徴収することとなっており（地方自治法第 225 条、行政財産使用料条例第 1 条）、使用料を減免できる場合が例示列举されている（行政財産使用料条例第 3 条）。下水道事務所においては、例示列举のうち第 6 号に該当する場合について使用料減免の際、減免前の基本使用額について算定を行っていない。</p> <p>しかし、減免前の基本使用額を把握することにより、その機会損失を可視化することが可能となる。土地の有効活用という経済性の観点からは、たとえ結果的に減免となるものであっても、その金額を把握することが望ましい。</p>		
		<p>■重要物品管理表上の配置場所と実際の配置場所の相違</p> <p>重要物品管理表上、都南処理区に配置されている内視鏡 1 台が胆江処理区で使用されていることが発見された。</p> <p>問題は、管理表上の配置場所と実際に配置場所が異なることではなく、現在どの処理区で使用されているかという情報が管理表はもちろん他のいずれの資料にも記録されていないこと、もしくは所有者である県において適時に把握できていないことであると言える。</p> <p>固定資産の移動は県として特段の記録を残していないとの説明であったが、固定資産管理の観点からは移動・共有するものについてはその所在が明らかとなるような記録を残しておくことが望ましい。</p>	意見	個別事項
		<p>■稼動資産と非稼動資産の区別</p> <p>重要物品管理表上処分された非稼動資産が稼動資産と明確に区分されていないことが発見された。予算の都合上、不要になった資産を適時に処分することは困難であるとしても、資産管理の観点からは稼動資産と非稼動資産は明確に区別して管理する必要がある。</p>	意見	個別事項
	下水道公社	<p>■賞与引当金の計上について</p> <p>「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」（平成 20 年 10 月 7 日改正）において賞与引当金につき規定されており、賞与引当金を計上する必要があるが、下水道公社においては賞与引当金が計上されていなかった。</p> <p>費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として計上する必要がある。</p>	指摘	出資団体

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>■流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金について</p> <p>貸借対照表に未払金として「流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金」が14,112千円が計上されている。当該金額は、補正予算額から執行額を差し引いた執行残額である。平成26年度の当初予算は166,992千円であり、8%程度の返還となっている。</p> <p>下水道公社によると施設の補修等突発的事象に備えての予算確保ということであり、一定の理解は示せるものの、予算の積算を精緻に行うなど、多額の返還金が生じないよう更なる努力が必要と考える。</p>	意見	出資団体
港湾整備事業特別会計	収入事務	<p>■給水施設使用料の請求額について</p> <p>港湾施設のうち、船舶のための給水施設（船員の飲み水等の給水）の使用許可を受けたものは、岩手県港湾施設管理条例第12条の規定に基づき使用料を納めることとされている。</p> <p>使用料算定の基礎となる水道料金は、港湾の存在する釜石市の水道料金によることとなっている。</p> <p>しかしながら、平成26年度の使用料は、平成26年度の釜石市の水道料金（船舶用）248.4円/トに162円を加算した410.4円/トで算定すべきであったが、平成25年度の水道料金である241.5円/トに162円を加算した403.5円/トで算定していた。</p> <p>平成26年度において新料金を適用すべき総給水量が3,297トンであったため、23,497円の使用料が請求漏れとなった。</p> <p>将来にわたり、水道料金改定情報をもれなく察知できる体制を構築し、今後同様の誤りのないよう留意していただきたい。</p> <p>■申請事務手続きの削減について</p> <p>平成26年度野積場の使用許可申請件数は551件であった（すべて許可）。一方、申請者は、宮古市内で港湾運送事業の認可を受けている業者が99%を占めていた（当該業者のほか1社申請しているが、年間の申請件数は5件であった）。</p> <p>申請場所は同一であるが、使用面積が異なることや、使用目的（置く物）が異なることから、都度申請に応じた許可を行うことは、手続きとしては必要十分であると思料するが、一方で、業務の効率性の面から、例えば、月次等の一定の期間で当該場所を包括的に使用許可し、業者に使用実績の報告を求め、その使用実績に応じた使用料の清算を行う等により、申請事務手続きの件数を削減し、業務の効率化につなげることの可否を業者の協力も得ながら検討していただきたい。</p>	指摘	個別事項
			意見	個別事項

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		<p>■占用許可の更新の要否確認について</p> <p>平成 26 年度の港湾施設占用許可一覧を閲覧したところ、占用期間が満了している（占用期間の終期が平成 26 年度末以前）案件が散見された。</p> <p>災害復旧事業が優先であり、占用申請の有無が実質的に影響あるとはいいがたい宮古市への使用許可（地方公共団体が公共の用に供するため全額減免）であるとはいえ、災害復旧業務が収束しつつある現時点より取り組んでいただきたい。</p>	意見	個別事項
		<p>■使用料収入、財産収入の増加促進</p> <p>震災後は、災害復旧工事が途上である港については、野積場等の港湾施設は災害復旧工事のための資材置き場（消波ブロックや砂利等）として使われることが最優先であるため、使用料を徴収できる民間への使用許可を促進しづらいところである。</p> <p>この点、久慈港は一足早く港湾の復旧工事に目処が立ち、大船渡港では平成 28 年度中に、工業用地の民間企業への売却が見込めることから、中断していた造成を再開させている。</p> <p>このように、災害復旧工事が収束するにつれ、使用可能な港湾施設が増加することが見込まれる。これに応じて、今後、無償使用許可していた施設が本来的な用途に使用できること、利用率の低い施設の高稼働化、工業用地の売却促進等、収入増加につながる PR 活動や企業誘致活動を積極的に行っていただきたい。</p>	意見	共通事項
	台帳管理	<p>■台帳の整備促進について</p> <p>現在の港湾施設台帳は、東日本大震災津波の発生以降も更新してはいるものの、部分的に未更新の台帳もあり、更新が十分には行われていない状況である。</p> <p>県の最優先事業は、現在も災害復旧事業であり、特に津波の被害を大きく受けた沿岸地区においては、港湾整備事業がピークを迎えている。このような状況で、膨大な港湾施設台帳を整備し直すことの優先順位が後位であることは、やむを得ないものと思料するところである。</p> <p>県は、同じ公営企業である流域下水道事業に関しては、集中取組期間（平成 31 年度まで）内に法適化することを決定していることから、固定資産台帳整備は平成 31 年度までに法適化というプロジェクトの中で整備していくことになる。一方、港湾整備事業の法適化に関しては、今後の検討課題としている。この方針自体が否定されるものではないが、統一的な基準に基づく財務書類等の作成期限である平成 29 年度までには、地方公会計に基づく固定資産台帳整備が必要になることを申し添えたい。</p>	意見	共通事項